

# me:rise 立川オプションサービス利用規約

## 【共通事項】

me:rise 立川オプションサービス利用規約（以下「本規約」という。）は、多摩信用金庫（以下「当金庫」という。）が運営をする「たましん地域/未来共創センターme:rise 立川」（以下「本施設」という。）の各種会員向けオプションサービス（以下「オプションサービス」という。）の利用について定める。

### 第1条（総則）

会員は、本規約及びme:rise 立川施設利用規約（以下「利用規約」という。）、並びに別途等当金庫が定める各種規約（以下まとめて「利用規約等」という。）に定めるものとし、本規約と利用規約等との間で矛盾又は抵触がある場合には、本規約が優先して適用されるものとする。

### 第2条（規約の変更）

当金庫は、当金庫の裁量により本規約を変更する事がある。本規約を変更する場合、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力の発生日について、本施設への掲示、ホームページへの掲載により利用者へ周知する。

### 第3条（オプションサービスの種類）

本規約で定めるオプションサービスは、以下のものとする。

1. 法人登記サービス
2. ロッカー利用サービス
3. 住所・ポスト利用サービス

### 第4条（契約の成立）

オプションサービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、本規約に同意し所定の方法で利用申込みを行うものとする。当金庫は、利用申込みに対し所定の審査を行う。なお、当金庫は、その自由な裁量により利用申込みを承認し、又は承認しない事ができ、承認しない場合はその理由を示さないものとする。

当金庫が利用申込みを承認した場合、希望するオプションサービスの利用契約（以下「本契約」という。）が成立し、承認を受けた利用希望者（以下「利用者」という。）は契約したオプションサービスを利用することができる。

当金庫は、利用希望者又は利用者に対し、当金庫が必要と判断する資料の提出を求める事ができる。

#### **第5条（契約期間）**

本契約の契約期間は、1ヵ月（月末締）とし、利用者又は当金庫のいずれからも期間満了までに何ら異議の無い場合、本契約は、従来と同一の条件にて1ヵ月間更新されるものとし、以後同様とする。

#### **第6条（利用料金）**

1. 利用者は、当金庫が定める各種オプション料金（以下「オプション料金」という。）を所定の方法により当金庫へ支払うものとする
2. オプション料金はme:rise立川料金表に定める
3. 利用開始日が月の途中である場合には、当月のオプション料金は日割り計算（10円未満切捨て）する
4. 当金庫は、当金庫の裁量によりオプション料金を変更する場合がある。この場合、利用規約第2条に定める方法により利用者に告知をすることとする
5. オプション料金は、オプションサービスの利用状況に関わらず、本契約終了日の属する月の末日まで発生する。

#### **第7条（解約）**

利用者は、本契約を所定の方法で申請し、契約を解除する事ができる。

1. 利用者は、解除希望月1ヵ月前の7日までに解除の申請及び所定の手続きを行い、本施設スタッフに提出することで解除できる
3. 解除日は、解除希望月の末日とし、利用者は解除申請後も、解除日までの期間はオプションサービスを利用できる
4. 利用者は、未払い利用料金がある場合、解除手続き完了後においても支払い義務を負うものとする（本規約第8条に定める当金庫による契約の解除を含む）
5. 利用者が本施設の会員を退会した場合、契約しているオプションサービスも解約しなければならない

#### **第8条（当金庫による契約の解除）**

次の各号のいずれかに該当する時由が生じた時は、当金庫は何らの催告なく、本契約を解除する事ができる。

1. 利用者が利用規約第10条に定める禁止事項を行ったとき
2. 利用者が利用規約第11条に定める事項に該当すると認められたとき
3. 利用者が利用規約第12条に定める事項に該当したとき
4. 利用者が利用料金の支払いを3ヵ月以上滞納したとき
5. 利用者が他の利用者による本施設利用に支障が生じる行為又は迷惑となるような行為をし、当金庫が改善を促しても改善がみられないとき

### **第9条（利用料金の返還）**

利用料金は、本規約第8条に定める当金庫による契約の解除によって本契約を解約したとしても、原則返還・減額をしない。また、すでに発生したものは原則免除しない。

### **第10条（利用資格の譲渡、貸与）**

利用者は、いかなる場合も自己の会員資格を第三者に譲渡・貸与又は担保に供する事はできない。

### **第11条（オプションサービスの停止又は終了）**

当金庫は次の各項のいずれかの事由により、事前に告知する事なく、やむを得ずオプションサービスの全部又は一部の提供の停止や利用制限、並びにオプションサービスの提供を終了する場合がある。

1. 本施設内の設備の保守、点検、本施設内の改装、修理などを行う場合
2. 火災、停電等の事故により本サービスの提供ができない場合
3. 天変地異、テロ、疾病その他の不可抗力事由にもとづき、オプションサービスの提供ができない場合
4. 行政の指導、法令の定め等の事由により当金庫がオプションサービスを提供する事が適切でないと判断した場合
5. その他、当金庫が合理的と判断する事由によりオプションサービスの提供を停止又は終了する場合

### **第12条（利用者の通知義務）**

1. 利用者は、あらかじめ当金庫に届け出ていた事項（利用申込書に記載した内容を含む）に変更が生じた場合には、当金庫が別途指定する方法により当該変更後の情報を届け出し、承諾を得る必要がある。
2. 利用者は、次に該当する事実が発生したときは、当金庫に対し、遅滞無くその旨を書面で届け出るものとします。
  - （1）定款規定事項または登記事項に変更があったとき。
  - （2）営業譲渡、または会社の組織変更があったとき。
  - （3）会員の解散・事業廃止・営業停止等の可能性が生じたとき。

### **第13条（準拠法・管轄裁判所）**

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約について紛争が生じたときは、東京地方裁判所立川支部または立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 【法人登記サービス専用事項】

### 第14条（サービスの内容）

法人登記サービス（以下「登記サービス」という。）は、会員が本施設の住所を本店または支店の所在地とする商業登記（以下「本店等登記」という。）ができるサービスとする。

### 第15条（利用資格）

登記サービスは、利用規約第4条に定める利用者の内、以下の者に提供するサービスとする。

- （1） 個室会員
- （2） インキュベーション会員
- （3）

### 第16条（商業登記手続きの報告義務）

1. 登記サービスの利用者（以下「登記利用者」という。）が退会するとき又は登記サービスを解約するときは、事前に本店等登記を他の住所地へ移転する商業登記（以下「本店等移転登記」という。）手続きを行い、かかる本店等移転登記が完了したことが記載された商業登記事項証明書（発行から1ヵ月以内のものに限る。）を当金庫に提出しなければならない。
2. 当金庫が登記サービスを終了させる場合、登記利用者は、登記サービス終了までに本店移転登記手続きを行い、本店等移転登記が完了したことが記載された商業登記事項証明書（発行から1ヵ月以内のものに限る。）を当金庫に提出しなければならない。

### 第17条（郵便物の取り扱い）

登記利用者が本施設で郵便物等の受け取りを行う場合、別途「me:rise 立川住所・ポスト利用サービス」の契約が必要となる。

## 【ロッカー利用サービス専用事項】

### 第18条（サービスの内容）

ロッカー利用サービス（以下「ロッカーサービス」という。）は、当金庫が会員に対し、本

施設内に設置されたロッカー（以下「本ロッカー」という。）を貸与するサービスとする。

#### 第19条（利用資格）

ロッカーサービスは、利用規約第4条に定める利用者の内、以下の者に提供するサービスとする。

- (1) フリー会員
- (2) ブース会員
- (3) 個室会員
- (4) インキュベーション会員
- (5) たましん法人会員

#### 第20条（注意事項）

1. 本ロッカーの開閉は本施設の営業時間のみとし、本施設の営業時間外は本ロッカー内への物品の収納及び物品の取出しはできない。
2. 当金庫は、当金庫の判断により本ロッカーの利用状況、本ロッカー内及び保管している物品の確認を求める場合があり、ロッカーサービスの利用者（以下「ロッカー利用者」という。）はこれに応じるものとする。
3. 当金庫は、本ロッカーの収納物品が本規約第21条1項又は2項に掲げる事項に該当する疑いがあると認めるときには、ロッカー利用者の承諾なく当該ロッカーを開扉することができ、かつ、当金庫の判断により当該収納物品を保管又は廃棄その他設備管理上必要な処置をする事ができることをロッカー利用者は承諾するものとする。

#### 第21条（禁止事項）

次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当金庫は何らの催告なく、ロッカーサービスにかかる本契約を解除することができる。

1. 次に掲げる物を本ロッカーに収納すること
  - (1) 現金、貴重品又はこれらに類する高価品
  - (2) 揮発性物質、爆発物等の危険物
  - (3) 臭気の発する物、腐敗、変質しやすい物、不潔な物（濡れたままのタオル、衣類等）又は契約ロッカーを汚損、毀損する恐れのあるもの
  - (4) 法律により所持又は携帯を禁じられているもの
  - (5) その他本ロッカーへの保管に適さないと認められたもの
2. 本ロッカーの収納能力を超える荷物を収納すること。
3. 第三者が利用するロッカーをその承諾を得ずに開扉すること。
4. 本ロッカーを汚損または毀損すること。
5. 本ロッカーを第三者に使用させること。

6. 針うち、ネジ止め等本ロッカーを破損する行為。
7. 本ロッカーの鍵を本施設スタッフの許可なく複製すること。
8. 公序良俗に反する使用、他の利用者の迷惑となる使用又は非衛生的な使用をすること。
9. 前各号に類する行為を行うことにより当金庫及び第三者の本施設利用の妨げとなる行為をすること。

## **第22条（契約終了時の鍵、収納物の取り扱い）**

1. ロッカー利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了するときには、その終了日（以下「本契約終了日」という。）までに収納物品を引き取り、本ロッカーの鍵を当金庫に返還するものとする。ロッカー利用者が、当金庫の貸与した本ロッカーの鍵を返還できない場合、当金庫は、当該ロッカーの鍵の交換に要する費用（鍵の代金及びその他工賃を含む。）をロッカー利用者に請求できるものとする。
2. ロッカー利用者が本契約終了日を過ぎても収納物品を引き取らない場合、当金庫は、ロッカー利用者が当該収納物品の権利を放棄したものとみなし、これを処分する事ができる。この場合、当金庫は、この処分にかかった費用をロッカー利用者に請求できるものとする。また、ロッカー利用者は当金庫に対して何らの補償を求めないものとする。

## **【住所・ポスト利用サービス専用事項】**

### **第23条（サービスの内容）**

住所・ポスト利用サービス（以下「住所・ポストサービス」という。）は、会員に対し、会

員が受け取る普通郵便および宅配物（以下「郵便物等」という。）の送付先として、本施設住所を利用できるサービスとする。

#### 第24条（利用資格）

住所・ポストサービスは、利用規約第4条に定める利用者の内、以下の者のみに提供するサービスとする。

- （1） フリー会員
- （2） ブース会員
- （3） 個室会員
- （4） インキュベーション会員

#### 第25条（契約終了時の郵便物等の処理）

1. 住所・ポストサービスの利用者（以下「住所・ポスト利用者」という。）は、理由の如何を問わず本契約が終了する場合、その終了日（以下「契約終了日」という。）までに郵便物等を受け取り、本ポストを当金庫に明け渡すものとする。
2. 住所・ポスト利用者は、理由の如何を問わず契約終了時まで、郵便物等の送付先変更手続きを実施し、契約終了日以降、本施設に住所・ポスト利用者宛に郵便物等が到着しないための手続きを行うものとする。
3. 住所・ポスト利用者が本契約の期間満了日を過ぎても、当該期間満了前に到着した郵便物等を受けとらないとき又は契約終了日以降に利用者宛の郵便物等が到着したときには、当金庫は、当該郵便物等を所定の保管場所に移すことができ、契約終了日から1ヵ月間これを保管するものとする。
4. 住所・ポスト利用者が前項に基づき保管された郵便物等を1ヵ月間経過してもなお受け取らない場合、当金庫は、住所・ポスト利用者が当該郵便物等に関する権利を全て放棄したものとみなし、これを処分する事ができる。
5. 当金庫は、前項に基づき郵便物等を処分した場合、この処分にかかった費用を住所・ポスト利用者に請求できるものとする。また、住所・ポスト利用者は、当金庫に対して何らの補償を求めないものとする。

以上

（2023年5月10日現在）